

埼玉西部環境保全組合建設工事における技術者の専任に関する取扱要領

令和5年11月29日管理者決裁

(目的)

第1条 この要領は、埼玉西部環境保全組合が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）で定める主任技術者の専任に係る必要事項を定め、もって建設工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領において適用される工事の範囲は、法第26条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第27条に規定する請負代金の額が4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上の工事であつて、主任技術者が工事現場ごとに専任で配置される工事とする。

(専任の主任技術者が兼務を行うことができる工事)

第3条 前条に規定する工事は、工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であつて、かつ工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の範囲内にある工事とする。

2 兼務可能となる対象の工事は、令第27条第1項に規定する建設工事とする。

3 第1項の施工に当たり相互に調整を要する工事は、資材の調達を一括で行う場合又は工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等を含むものとする。

(工事現場の相互の間隔)

第4条 前条第1項において定める工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度とは、現場間の直線距離で10.0キロメートル以内のものとする。

(同一の主任技術者が兼務できる工事の数)

第5条 専任が必要な工事を含む同一の主任技術者が兼務できる工事の数は、2件とする。ただし、令第27条第2項に規定する密接な関係のある2以上の工事を同一の場所で施工するものにあつては、この限りでない。

(提出書類)

第6条 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、落札候補者となった時点で管理者

に対し、別記様式の専任を要する主任技術者の兼務届出書を提出するものとする。

2 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、既に主任技術者として配置されている工事の発注者に対し、前項の届出書の写しを提出するものとする。

(監理技術者への変更)

第7条 管理者は、同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合は、主任技術者の途中交代を認めることができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年11月29日から施行し、同日以後に入札公告、指名通知又は見積依頼を行う工事について適用する。

別記様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）発注機関の長

受注者 住所・所在地

商号又は名称

代 表 者

専任を要する主任技術者の兼務届出書

下記工事の主任技術者は、同一の専任の主任技術者が工事を兼務したいので、届け出ます。

記

主任技術者氏名			
新たに配置する工事	専任・非専任の区分	専任	非専任 ※どちらかに○をつける。
	工事名		
	工事場所		
	請負予定金額	円	
	工期	年 月 日～	年 月 日
	現場代理人予定者		
	発注者・工事発注課		
既に配置している工事	専任・非専任の区分	専任	非専任 ※どちらかに○をつける。
	工事名		
	工事場所		
	請負代金額	円	
	工期	年 月 日～	年 月 日
	現場代理人		
	発注者・工事発注課		
工事担当者・電話番号			
兼務場所 距離 . km 縮尺1： (縮尺を記入すること。)			

注 意 事 項

- (1) 本届出書は、契約締結前（落札候補者の時点）に提出してください。
- (2) 本届出書を提出する工事は、主任技術者が「専任する工事－専任する工事」及び「専任する工事－非専任の工事」の場合のみです。「非専任の工事－非専任の工事」は提出不要です。
なお、「専任する工事－非専任の工事」の場合でも、兼務できる工事の数は2件です。
- (3) 既に配置している工事の発注者に、兼務することについて内諾を得ること。
- (4) 本届出書の提出の際に、既に配置している工事の工事内容（官公庁以外の工事は契約書及び工事の内容）を提示すること。
- (5) 兼務場所欄には、地図を貼付するとともに、既に配置している工事と新たに配置する工事の場所を記載し、距離と尺度を明記すること。別紙でも可。
- (6) 既に配置している工事と新たに配置する工事が同一場所である場合の地図は不要であり、枠内に「同一場所における兼務」と記載すること。
- (7) 本届出書を提出し、発注者が確認をした後に、既に配置している工事の発注者に対して本届出書の写しを提出すること。
- (8) 同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により、専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合、主任技術者の途中交代を認めます。ただし、この場合においても、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められるものに限ります。

【発注者チェック欄】 ①かつ②の確認、③④⑤の確認

- ① 一体性若しくは連続性が認められる。
 相互に調整を要する。
- ② 工事現場の相互の距離が10km以内
- ③ 既に配置している工事の発注者に兼務することの内諾を得ている。
- ④ 主任技術者の資格要件
- ⑤ 工事实績情報システム（CORINS）登録状況